

産業競争力強化法の改正による 税制措置とその対象企業

金子尚貴

税理士法人アフェックス
(商工研相談業務委嘱先)
税理士・公認会計士



改正産業競争力強化法における特別事業再編計画に係る税制について教えてください。



1. 制度の概要
令和6年9月2日に改正産業競争力強化法が施行されました。

産業競争力の強化のため、産業活動における新陳代謝の活性化を促進し、経済社会全体における経営資源の有効活用を通じて生産性の向上を税制面からも後押しするために改正が行われました。

成長意欲のある特定中堅企業者・中小企業者が、複数の中小企業を子会社化し、親会社の強みの横展開や経営の効率化によって、グループ一体で成長を遂げる計画を特別事業再編計画として認定し、その認定を受けた取り組みに対して、以下の税制優遇や金融支援を受けることが

できる制度です。

- (1) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充（中堅・中小グループ化税制）
- (2) 登録免許税の軽減
- (3) 債権放棄時の資産評価損の損金算入

2. 特別事業再編計画と、その対象企業

特別事業再編計画とは、具体的に表①の要件を満たす計画を言います。

特別事業再編計画における税制支援を受けることができるのは、中堅企業者又は中小企業者（常時使用する従業員2000人以下）で、みなし大企業に該当しない企業が対象です。

また、中堅企業者については、さらに積極的に賃上げやリスクを取った投資等を行う成長意欲の高い「特定中堅企業者」に認定される必要があります。みなし大企業とは、同一の大

企業グループによる出資割合が2分の1を超える中堅企業者、もしくは、同一の大企業グループによる出資割合が2分の1以下であっても、複数の大企業グループによる出資割合が3分の2以上となる中堅企業者をいいます。

3. 税制優遇の概要

(1) 中堅・中小グループ化税制

令和9年3月31日までに特別事業再編計画の認定に基づき認定特別事業再編事業者が株式等を取得した場合に、M & A実施後の簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクに備えるため、最初に取得した株式等については取得価額の90%、2回目以降に取得した株式等については取得価額の100%まで準備金積立額を損金に算入することができる制度です。

ただし、売り手となる事業者が改正産業競争力強化法上の中

小企業者であることが必要で、株式等の取得価額が1億円以上100億円以下の場合に限られます。

積み立てをした準備金については、最大10年間据え置くことができ、据置期間経過後5年間にわたり均等額で取り崩して順次益金に算入されます。ただし、以下に該当した場合には、据置期間にかかわらず準備金の全部を取り崩し、益金に算入しなければなりません。

- ・計画認定の取消（全額）
- ・取得株式の売却（全額または相当額）
- ・合併による合併法人への株式移転（全額）
- ・株式発行人又は取得法人の解散（全額）
- ・取得株式の帳簿価額減額（相当分）
- ・青色申告の承認取消（全額）
- ・支払限度額5億円超の表明保証保険契約の締結（全額）

表① 特別事業再編計画の要件	
項目	認定要件
過去のM&Aの実績	過去5年以内に取得価額1億円以上のM&Aを実施していること
計画期間	5年以内
成長要件 (事業部門単位)	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること ①従業員1人当たり付加価値 9%向上 ②売上高 1.2倍
財務の健全性 (企業単位)	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること ①有利子負債/キャッシュフロー≤10倍 ②経常収入>経常支出
雇用への配慮、賃上げ	①計画に係る事業所における労働組合等との協議により十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと ②雇用者給与等支給額 2.5% (年率) の上昇
事業構造の変更	取得価額1億円以上のM&Aであって、次のいずれかを行うこと ①吸収合併、②吸収分割、③株式交換、④株式交付 (議決権の50%超を保有することとなるものに限る)、⑤事業又は資産の譲受け、⑥他の会社の株式又は持分の取得 (議決権の50%超を保有することとなるものに限る)
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること ①新商品、新サービスの開発・生産・提供→新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の効率の上昇→商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入→商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料、部品、半製品の使用、原材料、部品、半製品の購入方式の導入→商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減
グループ内連携	特別事業再編を実施する事業者全体の方針の下、次のいずれかを実施することで成長を達成することが見込まれること ①グループ内の経営資源とM&Aにより取得する他の事業者の経営資源を組み合わせることで利用すること ②生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法をM&Aにより取得する他の事業者を導入し、経営の効率化を図ること

表② 登録免許税の軽減			
措置の適用対象行為	通常の税率	事業再編税率	特別事業再編税率
合併時の増資の登記	0.15%	0.1%	0.1%
(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.15%
分割時の増資の登記	0.7%	0.5%	0.3%
譲受時の登記			
不動産	2.0%	1.6%	1.2%
船舶	2.8%	2.3%	1.8%
合併時の登記			
不動産	0.4%	0.2%	0.1%
船舶	0.4%	0.3%	0.2%
分割時の登記			
不動産	2.0%	0.4%	0.1%
船舶	2.8%	2.3%	1.8%

出所：経済産業省「産業競争力強化法における特別事業再編計画について」(2024年9月) 表①②とも

・その他準備金を取り崩した場合 (相当分)
(2)登録免許税の軽減
特別事業再編計画に基づくグループ化に向けたM&Aに係る登録免許税が表②のように軽減されます。
(3)債権放棄時の資産評価損の損金算入

債権放棄を含む特別事業再編計画の認定を受けた事業者は、資産の評価換えの際に資産評価損が損金算入できます。ただし、債権放棄を含む計画が円滑かつ確実に実施されるかどうかを判断するために、下記の追加書類の書類提出や手続きが必要となります。

《申請時の追加書類》
・資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書
・債権者との間での債権放棄についての合意を証する書類
・減資など、株主責任の明確化を図ることを表明する書面
・再建計画に対する専門家の調査報告書

《認定後の必要書類》
①債権放棄の合意日から4カ月以内に提出が必要な書類
・合意日から1カ月以内に仮決算を行った後の財産目録
・資産の評価換えを反映した貸借対照表と損益計算書
②認定後の実施状況報告時の追加書類
・公認会計士又は監査法人の監査を受けた貸借対照表と損益計算書
・四半期ごとに売上の推移表と有利子負債残高の推移表

